

平成25年度も労働・金融・生活の悩みの相談にお応えします!

「労働者ほっとステーション事業」と「ジョブえひめ就労支援センター」の活動・相談状況報告

一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会は、愛媛県の事業委託を受けて、平成21年度より3年間「労働者・ 生活相談緊急ホットライン事業」を、平成24年度については「労働者ほっとステーション事業」を行い、通算 4年間に亘り取組みをさせて頂きました。広く県民の方々から寄せられた労働・金融・生活など様々な悩みごと に関するご相談の数は、延べ約2000名に届くまでになりました。

相談者の中には、複数の問題が絡んだり、複雑な事情などにより支援が長期化することも有りますが、問題解 決後には、「親身になって対応してくれて嬉しかった。「こちらに相談して良かった」等と身に余る言葉を掛け て下さる方も少なくありませんでした。当協議会では、平成25年度につきましても愛媛県より同事業の継続委 託を受けることになり、引き続き、県民の皆様方の悩み解決に向けてご相談を承ることとなりました。

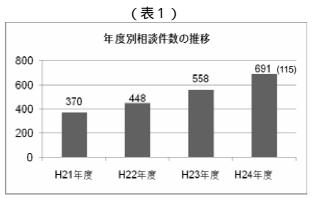
本号では、平成24年度の「労働者ほっとステーション事業」を中心にその活動実績ならびに相談内容の傾向 などにつきましてご報告すると共に、「ジョブえひめ就労支援センター」の平成24年度の活動実績につきまし ても併せてご報告致します。

「労働者ほっとステーション」事業

1.相談者の状況

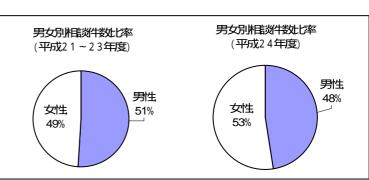
表1は、平成21年度から平成24年度迄の相談者数の推移を示しています。平成24年度については、5月 に新居浜地区に新たに相談センターが開設され、新居浜市民を中心に金融、労働問題について相談業務を開始 した為、過去3年間に比べて多少大きな増加となっています。

表2は、相談者の男女別の構成比率を示しています。平成22年度以降、男性相談者の方が多い傾向にありま したが、平成24年度は、新居浜地区での相談業務の開始に伴い、特にメンタル関連で悩みを抱えた女性相談者 が増え構成比率が男女逆転しております。



注: ()内の数値は、新居浜相談センターの件数です。

(表2)



2.相談内容の状況

ここでは、平成24年度の相談内容の傾向につきまして紹介します。

従来、比較的多かった金融問題(債務整理や過払金請求等)に一息感が有り、減少傾向が見られるのに対し、労働問題や就職問題は、根強い存在で、生活保護や生活資金の融資に関する悩みの相談が増加傾向にあります。長引くデフレ経済と就職難による給与所得水準の低迷が大きな要因で有るように思われます。

労働問題では、現下のデフレ経済を反映してか使用者の賃金未払いに関する相談が多く寄せられました。

特に、従業員数が10名前後という個人事業主や小規模事業所に於いては、労働者は常に弱い立場に有り、未払い賃金の支払い請求をしたくても出来ない事情が有ります。 即ち、会社に対して未払い賃金の支払いを求めると、それを理由に解雇される恐れが有る等、通常では考えられないことに怯えながら仕事をしなければなりません。しかし、労働者にも生活が有り、家族を守る為、ギリギリのところまで我慢して最後の助けを求めて当相談センターの扉を叩いているというのが実情のようです。

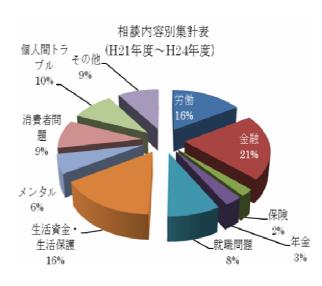
また、特に今年度、目立った点に職場環境の問題が挙げられます。例えば、職場上司や同僚による所謂、パワハラと称される嫌がらせやセクハラにより、職場に馴染むことが出来ず、結果的に退職せざるを得なくなったという例も見受けられました。

次に、上記の賃金未払いの問題にも関係すると思われますが、生活資金の融資に関する相談も多く寄せられました。その背景に有るものは、なにも未払い賃金だけではなく、会社からの突然の解雇により収入源を失ったとか、諸事情で満足できる失業給付を受けられない等によりこれからの生活資金の目途が立たないという方です。2~3年前に比べると、多少、求人環境が改善されたと言われていますが、50歳を超えるような労働者には次のチャンスが中々廻ってこないというのが現実の姿だと思います。こういったケースでは、最後の手段として、相談者本人も不本意ながら、生活保護の支援を受けて、その間に出来るだけ早く仕事に就いて労働収入で生活が出来るように自立するよう支援させて頂く事も多々有りました。

表3と表4は、平成21年度から平成24年度までの相談内容別件数の推移と集計表です。過去4年間を通じて増加傾向を示しているのは、労働、就職、生活問題そしてメンタルに係る相談となっています。

(表3)	(表4)

		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	合計 (件)	割合 (%)
	労働	90	108	163	202(25)	563(25)	16
	金融	108	220	216	179(26)	723(26)	21
	保険	5	17	22	33(1)	77(1)	2
	年金	金 21 23		13	43(3)	100(3)	3
	就職 問題	43	52	75	122(5)	292(5)	8
	生活資 註・保護	39	143	158	211(6)	551(6)	16
	メンタ ル	11	18	69	111(46)	209(46)	6
	消費者 被害	34	57	138	87(2)	316(2)	9
	個人間 トラブル	35	56	116	121(3)	328(3)	10
2	その他	34	56	90	145(31)	325(31)	9
	合計	420	750	1060	1254(148)	3484(148)	100



注1: 一人の相談者の相談内容が複数にまたがる為、相談者数と内容件数は一致しません。

注2: ()内の数値は、新居浜相談センターの件数です。

3 . 相談手段・相談対応の状況

表5は、過去4年間の相談手段について集計したものです。4年間を通じて、電話と面談による相談が増加傾向にあり、全体の約9割近くを占めています。平成23年度よりメールによる相談が増加傾向を示していましたが、平成24年度に入り減少傾向に転じています。

表6は、過去4年間の相談対応内容を事業年度毎に集計したものです。相談継続や情報提供の件数は、大きな増加傾向は見られないものの、毎年全体の7割近くを占めています。平成24年度については、相談内容の複雑化や広範化が進む中、当相談センターのみでの解決に限界が有ることから、より専門性の高い関連機関への誘導や繋ぎが増えてきました。これに伴い、これら専門機関への同行支援等も増加しております。

(表5) 相談手段別集計結果

		平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3 年度	平成 24	年度	合計	+
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
電	話	290	78.4	307	68.5	346	62.0	466(46)	67.0	1409(46)	68.0
面	談	65	17.6	124	27.7	160	28.7	208(68)	30.1	557(68)	27.0
メ	ン	14	3.8	17	3.8	49	8.8	13(10)	1.9	93(0)	4.0
その	の他	1	0.3	0	0.0	3	0.5	4(1)	1.0	8(1)	1.0
合	計	370	100.0	448	100.0	558	100.0	691 (115)	100.0	2067(115)	100.0

(表 6) 相談対応別集計結果

	平成 21 年度		平成 21 年度		平成 21 年度 平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		合計	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)		
相 談 継 続	146	25.9	270	30.0	386	30.1	424(83)	29.0	1226(83)	29.0		
情 報 提 供	278	49.4	440	48.9	552	43.0	565(30)	39.0	1835(30)	44.0		
関係機関紹介	100	17.8	134	14.9	230	17.9	310(6)	22.0	774(6)	18.0		
同行訪問	32	5.7	56	6.2	106	8.3	117(4)	8.0	311(4)	7.0		
その他(中途切電)	7	1.2	0	0.0	10	0.8	25(1)	2.0	42(1)	1.0		
合 計	563	100.0	900	100.0	1284	100.0	1441(124)	100.0	4188(124)	100.0		

注1: 一人に複数の対応をした場合、総合計数は、総人数と一致しません。

注2: ()内の数値は、新居浜相談センターの件数です。

4 . その他

我々の相談活動も平成25年3月末で丸4年が過ぎました。この間、労働、金融、生活問題に係る様々な悩みの相談を承ってきました。一言で言えば、労働問題や金融問題で済む内容でも、相談者一人一人が抱える問題の根は人それぞれで、相談者が10人居れば10通りの答えが必要な場合が有るということをこの4年間の活動を通じて知る機会となりました。

日本の社会には、世界に誇れる社会保障システムや、経済的、社会的弱者に対するセーフティネットと呼ばれ 救援制度が存在しているにも関わらず、利用することもなく路上生活を余儀なくされ、社会から疎外され、挙句 の果て自ら命を絶ってしまうなど悲惨な出来事が後を経ちません。

このような方々が、これらの社会制度の存在を知り、必要に応じて効果的な援助を受けられる優しい社会が望まれますが、このような社会制度で救われている人は、限られた人数でしかないのが現状の姿ではないでしょうか。このようなセーフティネットを知らないが故に、利用していない人に対して、制度の存在を知らしめると同時に、その利用をお手伝いし、一人一人が救われるまでの間、支援の手を差し伸べることが大切になるのではないかと思います。

H25年度も、微力ながらそうした相談活動を粘り強く続けていまいりますので、関係機関や本紙を読まれた 皆さまにおかれましては、当該相談事業へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

> 労働者ほっとステーション事業(愛媛県委託事業) 相談ダイヤル (089-915-2400) 愛媛県労福協内

ジョブえひめ就労支援センター(無料職業紹介所)と地域共同就労支援センターでの取組状況

ジョブえひめ就労支援センターは、平成22年3月1日に厚生労働省より許可をいただき、無料職業紹介事業を行ってきました。3年間で1217名の方々に対し、就労に関わる様々な相談や職業紹介業務での支援を行い、 ハローワークでの就職活動を側面から援助し、県民の就労活動で一定の役割を果たしてきました。

また今年度は、アイテム愛媛に愛媛労働局と愛媛県が共同等で設置している地域共同就職支援センターでの就職に関わる各種相談業務との連携を図り、再就職支援セミナー等の開催を行ってきました。

長引く厳しい雇用環境の中で、ジョブえひめ及び地域共同就職支援センターを訪れる相談者は、とりわけ中高年の方々が多く、職業を選択する上での相談や面接にたどり着くまでの応募書類の作成などについて、個々の方の状況に合わせながら相談時間を充分に確保して指導にあたっています。平成22年度5回開催した再就職支援セミナーでは、実践的なプログラムとして設定している 労働市場の現状確認と求められている人物像 第一印象を大切にする面接実習 書類選考を突破するための準備行動 などの内容が共感され、参加者が拡大しています。それに伴い両センターともに前年度との比較で来所相談者が増加する傾向で、特にジョブえひめでは新規の来所者が前年度との比較で30名増加し、結果として再就職先を確保できた方々の増加に結びついていることが伺えます

ジョブえひめ 月別利用者状況及び相談内容内訳(2013年3月末現在)

75.0	前年度ま	2 4 年度							2 4 年度
項目	での総計	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
相談人数	862	1 5 2	4 0	3 6	2 9	4 9	4 9	4 8	403人
内訳新規	178	3 4	1 2	1 6	6	2 9	1 2	5	114人
継続	6 8 4	1 1 8	2 8	2 0	2 3	2 0	3 7	4 3	289人
相談内容									
就労		8 0	2 2	2 6	1 7	4 2	3 0	2 5	242人
職業		7 2	1 8	1 0	1 2	7	1 9	2 3	161人

地域共同就職支援センター(労働者ほっとステーション) 月別利用者状況(2013年3月末現在)

項目	2 4 年度 上期計	1 0月	1 1月	1 2月	1月	2月	3月	2 4 年度 総計
相談人数	1 4 4	3 3	3 2	2 0	2 8	2 7	2 5	309人
相談内容								
訓練等	5 0	5	6	7	8	5	4	85人
就活	9 4	2 8	2 6	1 3	2 0	2 2	2 1	224人

「きずな相談室」を開設し、生活困窮者へシェルター提供します!

愛媛県からホームレス等貧困・生活困窮者支援の「絆」再生事業について受託を受け、4月8日より「きずな相談室」を愛媛労福協会館3Fに開設し、離職などで住居を突然失ったり、DV被害を受けている方々の相談に無料で応じ、緊急保護が必要と判断した場合に市内のマンション一室を「シェルター」として提供することにしています。

お問い合わせ、連絡先は下記になります。

「きずな相談室」の設置場所・・松山市宮田町125-2 「愛媛労福協会館3F」 電話番号 089-915-2400 (愛媛くらしの相談センター内)

発行 一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会

〒790-0066

愛媛県松山市宮田町 1 2 5 番地 2 愛媛労福協会館 3 階 TEL 089-946-2296 FAX 089-947-5616

メールアドレス e-roufuku@leo.e-catv.ne.jp
